

武豊町 6 月定例議会

梶田稔議員の一般質問・答弁

注：録音テープから起こしたものです。（文責：梶田 稔）

梶田稔議員質問：私は、日本共産党議員団を代表して、先に議長宛に提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

第一の質問は、「安心・安全なまちづくり」に全力を挙げる問題についてであります。

東日本大震災は、福島原発の損壊に伴う被害とともに未曾有の災害をもたらし、懸命の復旧・復興がすすめられています。

一方、予想される東海・東南海地震では、マグニチュード8.27、震度6強の揺れが想定され、南海地震との3連動、さらには南海トラフ沿いに新たな震源域の存在の可能性とそれと連動した4連動地震も想定され、津波は想定の2倍程度まで高くなる可能性があるとして、東京大学地震研究所古村孝志教授が指摘しています。

愛知県が調査して発表した「愛知県活断層アトラス」によれば、武豊町内には玉貫撓曲、東大高撓曲、別曾池撓曲、そして旭硝子沖・衣浦港3号地付近には2.5キロにわたってリニアメントが存在し、液状化が「極めて高い」地域が、臨海部はもとより内陸部にも広く存在しています。

こうした本町の特徴を踏まえるとともに東日本大震災の教訓も活かして、「安心・安全なまちづくり」をすすめるために、「武豊町地域防災計画」の抜本的な見直しがもとめられています。

「安心・安全なまちづくり」は、ソフト・ハード両面にわたって多岐にわたりますが、防災に強いまちづくりに絞って質問し、端的で明快な答弁を求めるものであります。

まずはじめに、海岸護岸の防潮堤は、設置後50年以上経過し、老朽化が進んでいます。また、愛知県が公表した「液状化危険度評価」（いわゆる液状化マップ）の武豊町のデータによれば、臨海部の東海カーボンから旧中山製鋼、日本化学から中部電力南に至る海岸一帯は、PL値15以上で「危険性が極めて高い」地域となっており、液状化による陥没も2mと想定されています。

県当局へ、海岸護岸の総点検と必要な改修・嵩上げ等を要請されたい。

次に、ライフライン確保の一環として、水道管の耐震化を促進されたい。

過日の行政報告会で報告のあった「武豊町水道ビジョン」によれば、基幹管路総延長36.3kmのうち耐震化されているのは25.7%で、5月19日付「読売新聞」は、「全国平均30.3%、愛知県43.4%」で、「財政負担がネックとなっているが、専門家は早急な対策を求めている。」と報じています。

「水道ビジョン」では、平成37年度の最終年度でもPI80%となっており、15年か

かっても100%に達しない計画となっています。

学校耐震化計画のように、当初計画は当初計画として、必要な場合は前倒しして施工する必要があるのではないかと考えます。ライフラインに関わる事業であるだけに、独立採算制を理由として手を拱いているのではなく、一般会計からの財政支援措置を講じて、せめて計画年次終了時にはPI100%となるよう計画の見直しをしてもらいたい。

次に、資料によれば、町内には70ほどの橋があり、落橋防止対策を講じた橋は11にとどまっています。生活道路を確保するために、小規模の橋を含めて全ての橋を再点検し、落橋防止対策など必要な措置を講じられたい。

地震による農業用配水パイプラインの損壊が予想されます。配水管の耐震化とともに、ため池を改修して機能を回復させる措置を講じられたい。

次に、旧建築基準法に基づいて建築された木造住宅の多くが、倒壊する恐れがあります。自発性に任せるだけではなく、改修補助額の増額や住宅リフォーム制度の創設など、強力に誘導する策を講じて、木造住宅の耐震化をいっそう促進されたい。

次に、障がい者・要介護者・高齢者など、移動困難者対策の具体化を促進されたい。

また、地盤の液状化によって、「危険性が極めて高い」と指摘されている地域にある武豊高校は、避難場所として適切か疑問であり、避難場所としての指定を解除するなど、避難場所全体についても再検討されたい。

防災マップに等高線を追加し、津波の高さや到達時間を表示するとともに、液状化マップを作成して配布されたい。

また、防災備蓄品の内容に、放射性物質の被害を予防・軽減するために「ヨード剤」を追加されたい。

最後に、小中学校の教科書から、原発の「安全神話」に関わる記述を削除されたい。

第二の質問は、町営住宅の改善についてであります。

町営住宅が建設されてから38年が経過しました。入居者から、施設改善の要望が多く出されています。

憲法第二十五条は、「すべて国民は、健康で文化的な生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定し、公営住宅法第一条は、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めています。

そして、同法施行規則第一条では、「公営住宅法第二条第九号に規定する国土交通省令で定める共同施設は、次に掲げる施設とする。」として、

- 一 管理事務所
- 二 広場及び緑地
- 三 通路
- 四 立体的遊歩道及び人工地盤施設
- 五 高齢者生活相談所

六 駐車場

第二条 法第七条第二項に規定する国土交通省令で定める共同施設は、児童遊園、集会所及び前条第一号から第五号までに掲げる施設とする。」と定めています。

憲法及び関係法令を紹介しましたが、現在、町営住宅には、風呂、カーテン（カーテンレールを含む）、網戸、駐車場が設置されていませんし、集会場也没有ありません。

法令の趣旨を活かして、ぜひ、これらの施設・設備を設置されたい。

また、入居者の高齢化がすすんでいます。高齢者向け住宅を建設、または、既設の町営住宅の一部を改修して、高齢者向け住宅に改造されたい。

以上で、全般にわたる最初の質問を終わります。多岐にわたる質問項目となりますので、例えば、第1の質問の第1項について、と私の質問について反復する必要はないので、答弁項目のみ前置きして、端的かつ明快に答弁されたい。

なお、答弁の内容によっては再質問いたします。

町当局の答弁

初山芳輝町長答弁：梶田稔議員から、安全・安心な町づくり、そして町営住宅の改善について、大きく2点ご質問をいただきました。

私からは、大項目1番目の1点目、海岸護岸の防潮堤についてのご質問にご答弁を申し上げます。

現在の海岸保全施設につきましては、先ほど来のご質問の中で、ご答弁をさせていただいておるとおりでありまして、昭和37年ころまでに完成をしたということで、50年ほど経過をいたしております。

平成15年に海岸の保全基本計画が策定をされまして、この計画目標では地震に対して安全な海岸、こんな記述がなされております。

また、計画実施に当たりましては、関係市町と地域住民との連携を図りつつ、段階的かつ効率的に整備に取り組むとされております。

今後、町といたしましても、今回の震災を踏まえた計画の早期達成を要請をしまいたいと思っております。

知多半島の中でも、広域的に必要としている市町もありますので、可能な限りの手立てを尽くし、また組織的にも要望していきたいと、かように考えていますのでよろしくお願い申し上げます。

森田英則産業建設部長答弁：続きまして、大項目1の小項目2についてであります。

耐震化を図っていきたい口径200mm以上の基幹管路は36.3kmでありまして、その内、平成21年度末で耐震化されている管路延長は9.3kmで、耐震化率は25.7%であります。

基幹管路全てを耐震化するには多額の費用が必要となり、配水池やポンプ場の耐震化も合

わせますとばく大な費用が掛かります。耐震化が確認されていない第2配水池、富貴配水塔の耐震化や富貴ポンプ場を始め5つのポンプ場の統廃合と耐震化を早期に図っていきながら、口径200mm以上の基幹管路の耐震化は、長期的な計画を立てて進めていきたいと考えております。

次に、小項目3についてであります。

橋梁の点検につきましては、阪神淡路大震災の教訓により、本町におきましては、道路防災総点検を平成9年度に行いました。

内容としまして、緊急輸送道路を確保するため、道路交通に障害を及ぼす虞のある各種災害について、発生の可能性について判断を行い、道路防災総点検要領、これは地震についてであります。に基づき、ボックス構造を除いた70の橋梁の内、橋長15m以上の橋梁11橋を、道路防災総点検しております。

また、その点検結果に基づきまして、その11橋につきまして、平成15年より国の補助をいただき平成18年度までに、落橋防止の工事を完了しております。

ご質問の小規模な橋を含め全橋再点検し、落橋防止対策をとということではありますが、地震の統計結果から、橋長が15m未満の単純形式で両端が橋台のあるものにつきましては、無条件に耐震性が高いランクとなっておりますので、町内の橋梁の耐震性の確保はされていると考えております。

続きまして4点目、農業用水路の耐震化につきましては、管路漏水等の維持修繕工事の中で必要が生じた箇所より実施しており、今後も同様な対応をしてみたいと考えております。

また、ため池の改修につきましては、貯水量や取水施設等の点検を行い、不具合が生じそうな箇所につきましては、改修・整備計画を検討してみたいと考えております。

次に、5点目でございます。

民間木造住宅における耐震診断の啓発のため、平成20年度より地区別に振り分けをし、自主防災組織や区長の協力を得ながら、ローラー作戦を実施しており、今年度も実施したいと考えております。

昨年度申込みのあった耐震診断の35件の内、21件がローラー作戦を実施した富貴市場地区からの申込みであることから、啓発のためには非常に有効な対策だと考えております。

また、昨年度、耐震改修相談会を実施しました。

これまでに耐震診断が1.0未満と評価され、耐震改修が未施工の住宅全てを対象にダイレクトメールを送付し、木造耐震ネットワーク知多の協力を得て実施いたしました。その結果、74件の申込みがあり、その中から8件が実際の改修に結びつきました。

木造住宅の耐震改修補助工事としては、町単独費の上乗せ補助金15万円に加え、昨年11月26日に成立した国の補正予算を活用し、これまでの木造住宅耐震改修の補助に加えて、緊急支援として1戸当たり30万円の上乗せ補助を実施することになり、本町では過去の耐震改修実績が良好なことから、ほぼ要望どおりの知多管内5市5町の中でもトップとなります50件の採択を県からいただきました。

さらに木造住宅の耐震化をいっそう促進するため、本定例会で75万円の10件分750

万円を町独自の施策として、単独費での補正予算の計上を提案させていただき、よりいっそう耐震改修工事の促進を図りたいと考えております。

高須直良総務部長答弁：次に、障がい者・要介護者・高齢者などの移動困難者対策の具体化についてであります。

町では、移動困難者の支援策として、災害時要援護者台帳を整備し、毎年、加除修正をしております。

個人情報の開示が必要になるため、手挙げ方式による台帳登録としております。この制度の中で、要援護者1人につき2人の地域支援者を募集しております。

この地域支援者は、普段の見守りや災害時に一緒に避難する等、支援の中心となつていただく方であります。

平成20年度から始めた制度でございますが、これまで引き受けていただける方が少なかったため、昨年度、各区にお願いをしまして、地域支援者になつていただける方を募集し、大半の区で充足しつつあります。

今年度は、地震発生時における災害時要援護者の安否確認と避難をスムーズに行うため、地域で決めていただいた1次避難場所に案内看板を設置する予定をしております。

なお、津波による被害が予測される場合には、何よりもまず安全な場所へ避難する必要があります。要援護者の場合には、それが困難な場合も想定されますので、その対応策としまして、先ほど来申し上げております津波避難ビルを指定していきたいと考えております。

次に、地盤の液状化が極めて高い武豊高校の避難場所としての指定を解除するなど、避難場所の再検討を、についてであります。

本町の液状化予測の資料といたしましては、平成15年度に県が作成した液状化マップをベースにしたものが唯一でございますので、議員もこれをご覧になってのご指摘だと思います。

この液状化マップは、県内全域を500mメッシュで約2万3千区画に区切ったものであります。県有の施設など県内約390箇所の地質調査の結果を、各区画の地層に当てはめまして想定される地震動の強さや液状化に対する抵抗力などに基づいて、各区画の液状化危険度を判定したマクロ的な予測であります。

500m四方の区画について、液状化の危険度を同一に評価しておりますので、特定の場所における危険度の判断材料にするほどの精度は持っておりません。

また、切り土か盛り土かなど、その土地の成り立ちも考慮されませんので、あくまでおおよその目安としてご理解いただきたいと思います。

なお、武豊高校がある区画は、ご指摘のように、液状化の危険度が極めて高いと判定されておりますが、学校建設時には地盤調査を行いまして、必要な基礎工事をしておりますので、現時点では武豊高校の避難場所指定を解除することは考えておりません。

次に、防災マップに等高線を追加し、津波の高さ、到達時間を表示するとともに、液状化マップを作成して配布をとということについて、でございます。

等高線を表示しました防災マップにつきましては、現在、ホームページ上で公開をしてお

ります。住民にとって有益な情報でございますので、近日中、近いうちに印刷したものを配布させていただき予定をしております。

次に、津波の高さや到達時間ですが、本町における津波の影響については、東海、東南海地震が連動した場合に、地震発生から60分ないし80分後に1.7mから1.8mの津波が想定されております。

浸水は、中電火力発電所の一部で、それ以外の場所では津波による影響はないと想定されております。

また、液状化マップについては、500mメッシュのものでございます。その精度につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

今後、国や県の防災計画が大きく見直しをされると思われましますので、その見直しを待って新しい防災マップを作成し、配布させていただきたいと思っております。

次に、防災備蓄品にヨード剤の追加を、についてであります。

ヨード剤につきましては、一般的にはヨウ素剤と呼ばれておりまして、放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積されるのを抑制する効果がありますが、それ以外の臓器あるいは他の放射性物質に対しては効果がありません。

若干の副作用があるとも言われており、国は医師の立ち会いの下で飲むように注意喚起をしております。

現状での必要性から判断いたしまして、いまのところ備蓄する考えはありません。今後、県の防災計画見直しによる対応も参考にしつつ、必要な情報収集を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

各務正巳教育部長答弁：引き続きまして、1の10であります。

教科書からの内容の削除につきましては、教育委員会が権限を持っておりません。しかしながら、教科書の採択権は市町村の教育委員会にございますので、教科書の内容につきましては、十分精査していきたいというふうに思っております。

現在、本町の小中学生が使用しております教科書におきましては、社会の教科書において、原子力に関わる記述があります。

地理の教科書では、日本の特色を学習する単元において、エネルギー問題の記載で、「日本は石油を蓄えることや輸入先の分散に力を入れるとともに、石油に代わるエネルギー源の開発にも努めて、1980年頃から天然ガスや原子力によるエネルギーがだいぶ増えてきた。エネルギー消費は、今後もさらに増え続けるだろう。それを、どのように賄っていけば良いか考えてみよう。」とあり、原子力を含めたエネルギー供給割合の変化がグラフとして記載されております。

また、同じ単元において、「石油危機以降は石炭、天然ガス、原子力などの石油代替エネルギーによる発電が増えてきている。現在、日本で使われている電力の約3割は原子力発電によるものである。原子力は少ない燃料で大きな電力が得られ、二酸化炭素を排出しないなどの利点もあるが、安全性への疑問や放射性廃棄物処理、処分の問題もあり対策が進められ

ている。」との記載や、他に公民の教科書でも原子力に関する記載もありますが、同様の趣旨であります。

このように、原子力に関する記載はありますが、どれもエネルギー問題の現状を述べており、決して原子力の安全神話を唱えているものではありません。

以上です。

森田英則産業建設部長答弁：続きまして、大項目2の1についてであります。

本町営住宅が建設された当時は、近隣の市町の状況を見ても、風呂桶、風呂釜等の設備が設置されていないのが一般的であり、必要な方が自費で用意した経緯があります。

途中から、それらを町費で設置するとなると、既に自費で設置した方との間で公平性を保てないという問題が生じます。

また、これらのことは、入居の際、申込者に同意を得ていることなので、使用料と設備面を民間賃貸住宅と比較検討した上での入居であると考えております。

次に、②であります。

町営住宅は、低所得者を救済する目的で、昭和48年から51年にかけて建設された公営住宅であることから、そもそもこの時代に入居者が車を持つことは考えておりませんでした。従って、当初から駐車場の計画はなく、最小限の敷地での建設になりました。

その後、社会情勢や生活様式の変化により、車の所有が一般的になりました。しかし、車の所有はあくまで一部の人であって、免許を持たない高齢者等もいることから、一律に整備をする必要はないと考えております。

また、車を購入する際には、保管場所の確保が義務づけられております。入居を申し込む際も、駐車場はないという条件で、納得の上での入居ですので、所有者が責任を持って駐車スペースの確保をすべきと考えております。

次に、③であります。

居住の方同士のコミュニケーションを深めるために、高齢者の孤立化を防止するために、居住者が集える集会場があれば、それに超したことはありませんが、限られたスペースでの設置場所がないことや、カギの開閉の管理面、防犯面から、敷地内への設置は難しいと考えます。

そこで、玉貫地区では、近くの玉貫老人憩の家にて、定期的に憩のサロンが開かれていたり、いろいろな趣味の会が催されていたりします。町営住宅に居住している方のみではなく、地域にお住まいの方と交流できる場として、非常に効果的であると考えております。

このような施設を、有効に活用していただければと思います。

次に、④であります。

町営住宅の入居者は、近年、高齢化がすすみ高齢者への対策は必要と感じております。

しかし、高齢者住宅の建設となりますと、時間、費用とも相当掛かることから、事業効果がすぐには出ません。そこで、事業効果を短時間で発揮するために、居住の高齢者から要望を寄せられた際に、要望内容に適した形での屋内に手摺りの設置、段差の解消等を、平成13年度から順次行っております。

毎年、数件の改良を続けており、現在では35戸約22.7%の改良を終えております。また、平成21年、22年の2カ年にわたり、全ての外階段に手摺りの設置工事を行い、安全の確保を行いました。

引き続き、要望に応える形で、高齢者対策を継続してまいりたいと考えております。

梶田稔議員の再質問・答弁

梶田稔議員質問：順次、再質問したいと思っております。

1問目の、海岸護岸の改修ですけれども、結論としては、町長から他の自治体とも連携をしながら県へ要請したいということですので、ぜひ、要請していただきたいと思っております。

それと、総点検と必要な改修・嵩上げということですので、合わせてそういったことも要請をしていただきたいと思っております。

これは、もう東日本大震災の報道を受けて、これは各研究機関や関係する学者のみなさんの共通した認識でもあって、数回にわたって新聞紙上にもそういったニュースが報道されておりますのでご承知だと思っておりますので、それ以上取上げて付け加えませんが、ぜひ、強力にといたしますか、積極的に連携しながら、同時に武豊町もむしろイニシアチブを発揮しながら、すすめていただきたいというふうに思います。

と言いますのも、衣浦港が重要港湾に指定されておりますね、最近ですけれども。そういったことで、この武豊港を含む衣浦港の港湾機能を確保するということは、決して武豊町だけの話ではなくて、この地域の全体の住民にとってはもちろんですけれども、産業活動、経済活動にとっても重要な意義を持つわけですから、そういった意味も含めて積極的な要請をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、2番目の水道管の耐震化ですけれども、基幹管路の36.3kmは25.7%と。これはいろんな点で、武豊町の行政はすすんでいると思っておりますけれども、この部分については遅れを取っていると。これは、新聞紙上も指摘しているとおりでですね。

愛知県全体では43%、全国的には31%ということから見て、かなりの遅れを取っているわけですし、折角作っていただいた水道ビジョンも、目標年次までに100%とは書いてないんですね、80%です。

これなどは、ぜひ、目標年次には100%に、PI値を到達する計画に拡充してほしいと思うんですけれども、その辺の見解をお願いします。

森田英則産業建設部長答弁：ご指摘のように、これは平成37年までのビジョンなんですけれども、水道経営を健全な経営に維持するということになりますと、いまの経営状況でいきますと、年間1億から1億ちょっとしかそういった事業に持ち出せないということから、20年かかってまだ15年先には80%ということでありまして、議員の仰ることは分かりますけれども、そういった財政的なことを、財政担当と協議しながら、今後、こういった形になるか分かりませんが、計画していきたいというふうに考えております。

梶田稔議員質問：総務部長、いま産建部長はああいうふうに話を向けたんで、私の方からは、最初の質問で一般会計からの支援も含めて拡充してほしいという質問をしたわけで、産建部長の要請にどう応えられますか。

田中敏春副町長答弁：ちょっと、総務部長という指名ですが、私の方から。

仰られるとおりに、前から申し上げておるんですが、何をどう使うかということに尽きるかと思えます。

とりわけ今回の場合は、みなさま方も一般質問の中でも、いわゆる防災対策にということでもあります。ですので、そういったことを実現するには、極論かも知れませんが、いやそのためなら、みなさん、負担を1割2割いぞということであれば、そのまま特化して負担をしていただいたものを回すこともできるでしょう。

いやいや、これ以上、この状況では厳しいから現状の中でということであれば、優先順位を若干考えなければいけないかも知れません。

一方では、お話がありますように、いわゆる福祉という部分で、例えば一つの例ですが、国保にも一般会計からというお話も、ご質問者がよくされますが、それも一理あると思えます。

今回の場合は、水道をとということでもありますけれども、ちょっと、冗談になるかも知れませんが、あっちこっち特別会計へ回してしまっただけで、一般会計実は繰り出しただけだと。こんなことはありませんし、あってはならんのですが、そこら辺のバランスをどうとるか、これは私どもだけじゃなくて議会を含めて、みなさんも含めて、優先順位を若干考え直そうよという空気があるのかというようには感じております。

この辺りには、いろんなご提言をいただきたいと思えます。

梶田稔議員質問：昨日の町長の諸般報告で、決算見込が報告されましたけれども、平成22年度の決算見込11億円余りの黒字で、7億円を基金への積み立てという報告があったばかりですよ。

それだけ一般会計で黒字を出して、いま産建部長が言われましたように、1億円余の予算が掛かるんで、なかなか15年経っても80%でやむを得ないんだと、何とか財政的な支援があればと、いうお話ですので、これはもう何回も議論していることですから、答は分かっておりますので、指摘と要望だけしておきたい。

本当にね、ライフラインの確保に関わることなんです。しかも、年次計画で15年先まで見通して計画を立てているのを、分かっているのに80%止まりですよ。15年もあるわけですから、その間にはいろいろな紆余曲折は当然あるわけですが、そこをやりくりして100%に到達するというのは、計画としては当たり前の話でね。しかも、ライフラインと言われるように、命や生活にかかっている計画ですから、ぜひ、前向きに検討してもらうことだけ指摘しておきたいと思えます。

それから4番目、農業用配水のこと、これは愛知用水、知多半島の独特な地形との関係

で先人の素晴らしい大事業が完成してパイプラインが敷設されているわけですが、今度の大地震の教訓は、こういう人工的な配水が脆いということ、まざまざと見せつけたんですね。ですから、愛知用水の事業そのものを決して否定するつもりは全くありませんけれども、それをキチッと耐震性を確保すると同時に、万が一の時に備えてため池の、もう何百年とって先人たちが知恵を絞って築造してきたため池の機能を回復する措置も併せて万全を期してもらいたいという趣旨です。

資料によれば、町内に配管されている農業用水管は126kmにも及んでいるという資料が、担当者から示されましたけれども、これだけのパイプラインがあるということは、有難い話ですけれども、いったん事故があったときには大変なことになるということの両面を持っている数字ですね。

これは、年次計画を作って計画的に改修をして欲しいという私の提案ですけれども、検討していただけますか。

森田英則産業建設部長答弁：いまの議員、126kmということですね、産業課の方からお示した数字だと思いますけれども、その中の愛知用水の主要支線というのが40kmございまして、あと地元管が86kmになります。

地元管でも、土地改良区の方で面倒見ていただいているのは、使用しているのは使用者の管理というのが現状のようであります。

愛知用水も被害を軽減する工法を採用して、いま順番にやっております、これも昭和56年の基準に基づいてやっております、その後の基準は出ておりませんので、継ぎ手などを換えていくという、そういうことだけだということをお聞きしております。

それから、ため池については、平成18年と20年に別曾池、長成池、久原中池などを耐震点検をやっていただきまして、いずれも堤体安定計算、液状化については、それぞれ安全で可能性が低いという結果が出てございまして、今後、24年以降は、中山新池だとか上原池、高代池についても、これと同様な耐震診断等、順次やっていくという予定になっておりますので、よろしく申し上げます。

梶田稔議員質問：次に、木造住宅の耐震改修の促進について、産建部長は自信を持って知多地方でトップクラスだと答弁がありました。

喜ばしいことではありますけれども、しかし、データを見ますとそうも言っておれないよというデータがありますね。

耐震改修の必要な家屋は4455棟あるわけですが、0.7未満が633棟で、その内改修をしているのが18.8%ですよ。だから、1.0未満のもの2276棟あって、その改修率は5.8%、改修全体では909棟必要なわけですが、14.85%という、これは今年の4月15日現在のデータ、資料がありますけれども、確かに他市町と比較するとすすんでいると私も認めますけれども、こういう現状ですから、さらに促進していただきたいということだけ指摘しておきたいというふうに思います。

それから、次の6項目目のいわゆる移動困難者に対することですが、これは総務省

ですか、災害時要援護者の避難支援ガイドラインというのがある、発表されておりますね。

そこで、要援護者に対する支援プランを策定しなさいというふうになっているんですが、武豊町は策定しておりますか。

小坂延夫厚生部長答弁:これが、個別の支援プランについて、まだできておりませんので、地域福祉計画に基づいて、社会福祉協議会、民生委員さんとか防災担当を含めて、個別の支援プランを策定していきたいというふうに考えているのが現状であります。

梶田稔議員質問:これ、見ますとね、検討会が発表したガイドラインは、平成18年3月ですよ、発表しているのが。もう、何年たちます、5年経っているんですよ。なぜ、そんなことになるんですか。

最初の答弁では、縷縷、こうやってます、ああやってます、避難所へ誘導しますと、いろいろ言われましたけれども、そういう基本的な計画も策定せずに、その場しのぎで言われるままに、あれやれこれやれと言われるから対応しているという、右往左往しているだけじゃないですか。

自分の力で、自分の知恵でプランを策定して、武豊の町民の命には責任を持つというふうに、本当に早急にプランを策定すべきだと思いますけれども、もう一度。

小坂延夫厚生部長答弁:町長からも答弁させていただいておりますが、20年からですね、大変申し訳ないですが、いわゆる支援者の台帳の整備も始まっています。

これは、当然前からあったわけですが、個人情報との関係で20年から始まって、先ほど来、他のご質問者の中にあつたように、支援者も含めてなかなか2人支援というののできない状況であったものですから、順次やらせていただいているというのが現状でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

梶田稔議員質問:理解できないんで質問しているんで、早急に策定して対応してもらいたいということだけ指摘しておきたいと思います。

それから、液状化問題についてですけれども、具体的な提案もさせていただきまして、総務部長の方から、液状化マップは500mメッシュで、県内で390箇所の地質調査に基づいた結果なんでマクロ的なデータだと、あまり細かいことは言わなくてと言わんばかりの答弁がありました。

確かにそうですね。そういうことだと思います。

しかし、一方で「揺れマップ」というのを町が作っていますね。これは50mメッシュでできてるんですよ、一方ですね。

私事で恐縮ですが、私の所は武高を含む500mメッシュで赤塗りになった「極めて危険度の高い」地域の境界近くにあります。ところが、この50mメッシュでいいますとね、そこが外れているんですよ。揺れが大きいという所から外れているんです。

ですから、500mメッシュの液状化マップ、確かに等高線を入れて改定されていること

は、私も確認しておりますけれども、そういう具体的な地点で言えば、かなり大きな誤差があるわけです。

ですから、その誤差について、この液状化マップをホームページに掲載しているわけですから、キチッと解説をして、これはそういう理由ですよと、ただ個々の地点については、それぞれで確認をしていただきたいと、例えば家屋を建てる場合など、確認してもらいというコメントを付けて、あの液状化マップは掲載しないと、キチッとした理解が得られることができないと思いますけれども、どうされます。

高須直良総務部長答弁：ご指摘のとおりでございます。そういったコメントをする準備をいま進めておまして、早急に改善をしたいと思っております。

梶田稔議員質問：それから、これは重大なことなんで、指摘せざるを得ないんですが、昨日も今日も液状化危険度評価とキーワード入れて検索をしますとね、「403 Forbidden」という横文字が出てきます。私、横文字に弱いものですから字引で引いて見ましたら、Forbiddenというのは閲覧禁止というふうに出ているんです。

なぜ、武豊町は、この液状化マップについて、閲覧禁止措置を採ったんですか。

高須直良総務部長答弁：先ほど申し上げましたように、私その液状化マップの扱い方と言いますか、どういうものであって、どういうことに注意していただくか、そういったことについて記載がないということで、記載を変えるまでしばらくホームページへの掲載を中止しようという指示をしております。

梶田稔議員質問：それは、何か勘違い、思い違いしているんじゃないですか。愛知県のホームページには、ちゃんと全県の液状化マップ、いまも掲載されておりますよ。

そこから検索して、武豊町をクリックすれば、武豊町の液状化マップはいまも、今の瞬間も全部出ているんです。

なぜ、武豊町だけが隠すんですか。これは、情報隠蔽そのものじゃないですか。直ちに、それを解除して下さい。

高須直良総務部長答弁：注釈を加えまして、できるだけ早く、改めて掲示をさせていただきます。

梶田稔議員質問：できるだけ早くじゃなくて、直ちにやってください。

それは、現に総務部長を含めて町民との間に、トラブルとまでは言いませんけれども、あったでしょう。その町民からの訴えがあって、削除した。面倒くさいから削除せよでも言わんばかりの措置ですよ。そんな対応では、本当に公平・公正な行政を担当することはできませんよ。それだけ、指摘しておきたいと思っております。

それから、等高線を設置してということは、防災マップの改定については、既に一部改正

しておるものですから、それを是としますけれども、折角ですので、私が指摘したように、津波の高さや到達時間を加えて改定してもらいたい。

それから、いま液状化マップ、それから震度マップ、その他の必要なマップ、これは個々に独立した形でぜひ作成して配布して欲しいというふうに思います。

それも、要望しておきたいと思います。

それから、避難所の点で、少し落としましたけれども、武豊町には22箇所の避難所がありますけれども、この中には武豊高校とわっばが「極めて危険な地域」にありますし、4つの避難所がP L値5から15で「危険性が高い」という地域に設置されています。

それで、移動困難者の避難所として7箇所が指定されている中に、その2箇所は含まれているんですね。そういった点も含めて、検討していただきたいと思いますけれども、検討していただけますか。

高須直良総務部長答弁：避難所につきましては、私どもの判断で変えていくこともできます。常に、いろんな状況を勘案しながら、どこの避難所が一番良いか、それについては検討しつつ、必要があれば変えていきたいと思います。

梶田稔議員質問：次に、備蓄品の中にヨウ素剤をとというのは、これは5月27日の各新聞が一斉に報道しましたけれども、東日本大震災の影響と思われる放射性物質が名古屋で検出されたという報道、ご覧になりましたねえ。

ですから、決して杞憂ではない。敦賀や美浜からは百数十kmしか離れておりませんし、これはそんなに高いものでもないし、備蓄品の中に万が一に備えて備蓄することは、財政的な負担というほどのものではないので、ぜひ、備蓄品に追加してもらいたいんですけれども、改めてご答弁下さい。

高須直良総務部長答弁：私も費用についてはちょっと聞きまして、さほど高いものではない。1000錠で5700円ほどかと思えます。

私ども、現状では、被爆の危険性について、ちょっと判断しかねているところがありますが、いまは東日本の方へヨウ素剤が相当いつているという、もうあちらだけにという状況かと思えます。

情報も少ないわけですが、私ども持っている情報が少ないわけですが、ヨウ素剤につきましては放射性ヨウ素のみ、しかも甲状腺のみ、その他、いろんな心配がされるわけです。セシウムですとか、いろいろあります。あらゆる対応を含めて、これからどうしていったらいいか、それについては再検討してまいりたいと思います。

梶田稔議員質問：最後に10問目のことですがけれども、教科書の原発記述は、過日の国会でも論議になって、高木文科相は記述に不適切な部分があると、削除を指示し、回収を指示したとことでもありますので、この点はそれ以上触れることは止めます。

それから最後に、町営住宅の件で、憲法や公営住宅法など大仰に引用しましたけれども、

これは国民の権利として保障されている問題ですね。

ですから、お情けで低額の住宅を提供しているというものじゃなくて、国民の文化的な生活を営む権利を、国や地方公共団体が保障する責任の問題なんです。

ですから、もう40年近く前に建設した当時は需要がなかったということで弁解されましたけれども、今の日本の公営住宅です。建設した当時は、確かにそうだったかも知れませんが、現在の公営住宅のあり方として問題を提起しているんで、ぜひ、検討していただくことをお願いして、時間がきましたので、以上で終わります。